

8 障がい者に優しい施設

鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（通称：あいサポート条例、平成 29 年 9 月 1 日施行）による基本的な考え方にのっとり、「障がいを知り、共に生きる」をスローガンに、障がい者が利用しやすいサービスを提供し、障がい者が働きやすい環境を整備するとともに、県などが実施し推進するその施策に積極的に協力していきます。

(1) 障がい者が利用しやすい施設運営を実現するための取組

① 基本的な考え方

障がい者が暮らしやすい社会づくりに向けた取組は次に掲げる事項を基本とします。

●基本的な考え方

- 1 全ての県民が障がい及び障がい者に対する理解を深める。
- 2 障がいを理由とする差別の解消
- 3 障がい者本人が望む適切なコミュニケーション手段その他情報を取得する手段を選択することができるよう支援を充実させることにより障がい者情報アクセシビリティを保障
- 4 災害時であっても障がい者が安全かつ安心な生活を営むことができるようにする。
- 5 地域社会において、障がい者が自分らしく安心して生活することができるようにする。

② 具体的な取組について

障がい者が利用しやすい施設運営を実現するために、当館ではさまざまな取組を行うことで、より利用しやすい施設にしていきます。

関係法令等一覧

障がい者のための国際シンボルマーク	耳マーク	ハート・プラスマーク	ほじょ犬マーク
身体障がい者標識	聴覚障がい者標識	盲人のための国際シンボルマーク	オストメイトマーク
ヘルプマーク	サポートマーク	あいサポート運動	みんなの声かけ運動
白杖SOSシグナル 普及啓発	ハートフル駐車場	「鳥取県福祉のまちづくり条例整備基準適合証	
障がいのある方に対する心のバリアフリー			

ア 障がい者の職場体験、実習の場としての積極的な受け入れ

地域社会における共生の実現に向けて、地域・中学校などの職場体験や実習の受け入れを積極的に行います。

イ 障がいを知り、共に生きる社会の実現に向けた取組

まずは職員が障がいを知ることから始めます。障がい者との交流会や講習会などに積極的に参加、協力することを推進し、様々な障害があることを知ることによって、その手助けができるように努めます。

現指定管理期間にも「障がい者スポーツ指導員」の資格取得講習会、ふうせんバレー審判員などに職員を派遣しており、次期指定管理期間にも積極的な参加・協力を推進します。

ウ あいサポート運動への積極的な取組

本会は、平成 21 年 11 月に鳥取県で始まった「あいサポート運動」を積極的に推進するため、平成 22 年 6 月 8 日に「あいサポート団体」として認定されています。

今後も当館職員に「あいサポートバッジ」の着用を義務づけ、障がいのある方に気軽に声をかけられる環境をつくるよう心がけていきます。



あいサポーターバッジ

エ 職員をあいサポートメッセンジャーとして登録

あいサポート運動の推進役となる「あいサポートメッセンジャー」の養成研修会に職員を派遣し、あいサポートメッセンジャーとして登録します。

当館のあいサポートメッセンジャーを通じて、職場内におけるあいサポーター研修などを充実させ、障がいへのさらなる理解、お互いの人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現を目指します。

●あいサポーター宣言

- 1 わたしたちは、多様な障がいの特性を理解し、お互いが分かり合えるように努めます。
- 2 わたしたちは、日常生活で障がいのある方が困っている場面を見かけたら声をかけ、手助けを行います。
- 3 わたしたちは、あいサポートバッジを身につけ、気軽に声をかけやすい環境をつくりまします。
- 4 わたしたちは、「あいサポート」の仲間の輪を広げ、共に生きるよろこびを伝えます。

オ あいサポーター研修

外部へのあいサポーター研修への参加、あいサポーター研修に参加した職員を講師に職員研修を積極的に実施することにより、日常生活のなかで、障がいのある方が困っているときなどに少しでも手助けができるように活動していきます。

カ 啓発用ちらしを館内掲示しての啓発活動

あいサポート運動の啓発用ちらしを館内に掲示することにより、倉吉体育文化会館をご利用いただくお客さまにも広くあいサポート運動を知っていただくために、「あいサポート運動」の周知、啓発を行います。

キ ヘルプマークの啓発

「あいサポート条例」のなかで、県民または事業者は、配慮や支援が必要であることを周囲に知らせる「ヘルプマーク（東京都が平成 24 年制度創設）」を着用している方に対して、その当事者の方の求めに応じて必要な支援等を行うことが定められています。

当館でも「ヘルプマーク」を見かけたら声掛けを行うなど、思いやりのある行動がすぐにとれるようにするため、ポスター掲示などの啓発を行います。

ク 鳥取県手話言語条例への取組

あいサポート運動発祥の地である鳥取県で、ろう者とろう者以外の者との意思疎通を活発にすることがその出発点であり、手話がろう者とろう者以外の者とのかけ橋となり、ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生する社会を築くため、鳥取県手話言語条例（平成 25 年 10 月 11 日施行）が制定されました。

○手話を学ぶ機会の確保

積極的に手話を学ぶ機会を確保するため、あいサポーター研修をはじめとした「あいサポート運動」を推進します。また、外部の手話研修への参加や内部での職員研修を行うことで、簡単な手話のあいさつなどができるようにしていきます。

○手話通訳者の活用の研究

手話通訳者を活用することで、当館が次期指定管理期間に実施するイベントなどにろう者が参加しやすい環境を整え、ろう者とろう者以外の者が一緒に参加できる機会をつくれるよう研究します。

ケ 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達

障がい者就労施設からの物品購入を推進するため、障害者優先調達推進法の趣旨にのっとり障がい者就労施設からの物品調達を推進します。

また、社会全体における若年労働力の大幅な減少が予想されることから、地域における安定的な労働力の確保のため、高齢者労働力の活用（高齢者の雇用機会の創出）を図りシルバー人材センター等からの役務の調達を行います。

●シルバー人材センター等に役務調達する場合の一例

- 1 駐車場などの屋外清掃
- 2 除草作業
- 3 チラシ配布
- 4 賞状、式次第書き（毛筆・硬筆筆耕）

コ 障がい者又は高齢者の就労機会の確保

障がい者又は高齢者（65歳以上）の就労機会の確保、拡大を図るために、障がい者及び高齢者の直接雇用を推進します。

○障がい者又は高齢者の直接雇用の推進

当館では現在、13名の職員のうち65歳以上の高齢者を3名雇用していることから、次期指定管理期間にも引き続き施設の管理運営に従事することを希望する場合には雇用を継続します。

また、障がい者や高齢者といった障がいの有無や年齢などにとらわれない雇用を行い、障がい者や高齢者の雇用確保に努めます。

○障がい者の就労支援障がい者支援事業所が行っている

障がい者雇用に向けた就労活動支援のため、障がい者支援事業所が行っている出張販売（パン、野菜等）を受け入れ、障がい者の就労支援を行います。

障がい者の職場実習を次期指定管理期間にも引き続き積極的に受け入れます。

サ 障がい者にやさしい施設利用の推進

○合理的配慮への取り組み

障がい者の個別のニーズや状況に合わせて、アクセシビリティの確保や必要な支援を提供します。

症状タイプ	対応内容
移動困難	巡回、館内バリアフリー配慮や移動支援
視覚障がい	老眼鏡、ルーペ、点字併記や大きな文字で説明
聴覚障がい	筆談・集音器での確認、FAX対応
読み書き困難	書類読み上げ記載支援、許可を得た後の代筆支援
指示理解困難	難しい内容は、イラストや図解を用いてやさしく説明
疲労・緊張気味	医務室などの個別対応ブースで休憩をはさみ対応

○「UD トーク（レルクリア）の活用」

筆談や多言語での対応が必要な接客をスムーズに行うため「UD トーク」内容を即時に透明ディスプレイに表示する「レルクリア」を受付にて活用します。



透明ディスプレイ「レルクリア」の活用

○デジタルサイネージの導入

障がい者などに配慮した館内案内や地震や火災時など有事の際の情報伝達を目的としデジタルサイネージを設置しています。

○スマートフォン・タブレットを活用

スマートフォンの音声認識機能やUDトークなどのアプリケーションを活用して、ろう者との意思疎通が簡単に行えるよう研究します。

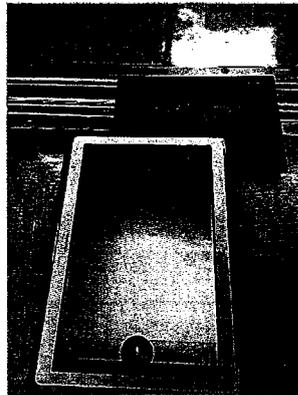
○骨伝導集音器の導入

鼓膜に障がいがあることに起因する難聴の方はもちろん、高齢の方などが安心して受付ができるよう骨伝導集音器を窓口に設置します。

骨伝導集音器は、骨の振動で聴覚神経を刺激して聴覚情報を伝達する補聴器で、耳介に装着する従来の補聴器と異なり、額骨や側頭骨に装着します。聴覚障がい、騒音の多い環境下での通話などで使用され、外部の雑音や風切り音に強く、耳介に装着する補聴器が使用できない場合にも使用が可能です。



デジタルサイネージによる案内板の設置



UD トークを活用した筆談

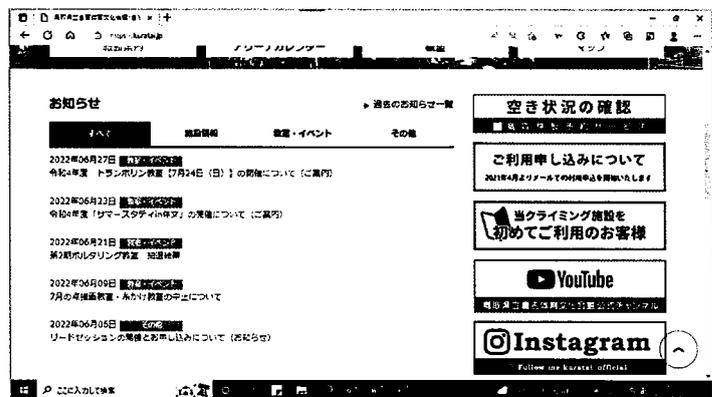


骨伝導集音器の貸し出し

○ウェブアクセシビリティの確保

総務省から、バリアフリーなウェブコンテンツを作成する方法を提示し、障がいのある人がインターネットのウェブへ容易にアクセスできるようにすることを目的とした、ウェブアクセシビリティに関する指針が策定されています。

当館では平成30年7月に、この指針にそってHPをリニューアルしました。



ウェブアクセシビリティに則って作成したHP

○本会ウェブアクセシビリティ方針

本会では、「年齢や障がいの有無を問わず、誰にとっても分かりやすく利用しやすいホームページの実現」を目指し、ホームページのアクセシビリティの向上に努めています。

2016年3月22日に改正されたJIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部：ウェブコンテンツ」に基づき、アクセシビリティ方針を定めています。

ウェブアクセシビリティとは

ウェブアクセシビリティとは、高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味します（総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年度版）」より）。

シ 障がい者仕事サポーターの配置

鳥取労働局・鳥取県・鳥取障害者職業センターが主催する「とっとり障がい者仕事サポーター養成講座」を受講し、障がい者仕事サポーターを配置しています。

障がいのある方々安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場の同僚や上司がその人の障がい特性について理解し、共に働く上での配慮があること」です。倉吉体育文化会館では、障がいに関して正しく理解し、働く障がい者の方にとって身近な支援者（とっとり障がい者仕事サポーター）となって、障がいがある方だけでなく、現場で働くすべての人にとって働きやすい職場環境づくりを推進します。

ス 障がい者団体の利用実績と利用の促進

倉吉体育文化会館の会館・体育館とも、例年多くの障がい者団体や難病指定団体等に利用いただいています。第4期指定管理期間においても、安全・安心な利用を促進し、継続してご利用いただけるように管理運営していきます。

(2) 障がい者スポーツの普及振興に係る事業・取組

本会は障がい者スポーツの普及振興に係る事業・取組により、障がいを持つ方が鳥取県スポーツ推進計画の特徴である「障がい等を問わず誰もが適性等に応じてスポーツに参画する」ことができるよう積極的に推進していきます。

① 基本的考え方

●基本的な考え方

- 1 障がい児のスポーツ活動の推進
- 2 障がい者のスポーツ活動の推進
- 3 障がい者と障がいのない人が一緒に行うスポーツ活動の推進
- 4 障がい者スポーツに対する理解促進
- 5 障がい者スポーツの推進体制の整備等

② 具体的な取り組み

ア 障がい者スポーツ体験会の実施

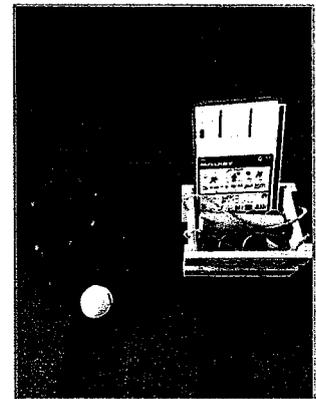
当館には現在、公認初級パラスポーツ指導員の資格を持つ職員が4名在籍しているほか、各スポーツに精通した日本スポーツ協会公認スポーツ指導員も複数名在籍しており、スポーツや障がいの特性に合わせたスポーツ機会の提供を行うことができます。



パラクライミング体験会に指導者を派遣

イ スポーツ教室の提供とスポーツ用具の整備

当館には現在、公認初級パラスポーツ指導員の資格を持つ職員が4名在籍しているほか、各スポーツに精通した日本スポーツ協会公認スポーツ指導員も複数名在籍しており、障がい者の参加しやすいインクルーシブなスポーツ教室の提供や、スポーツ用具の整備を積極的に行います。



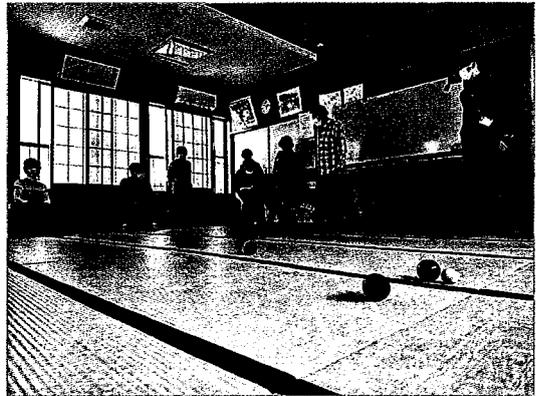
誰もが手軽に取り組めるスポーツ
(モルック、ボッチャなど)の導入

ウ ニュースポーツ体験会の実施

鳥取県障がい者スポーツ協会と連携しながら、障がい者が気軽に体験できるニュースポーツを多数体験できるイベントを開催し、様々なニュースポーツを知っていただくことで日常的にスポーツに触れる機会を推進します。

エ 出張指導の実施

障がい者団体等の状況により、倉吉体育文化会館に来ることが困難な場合などを考慮し、鳥取県障がい者スポーツ協会と連携しながら出張指導を実施します。



近隣公民館へのお出張指導の実施

オ 公認障がい者スポーツ指導員資格の取得推進

現在、当館には公認初級パラスポーツ指導員の資格を持つ職員が4名、次期指定管理期間にも障がい者スポーツ指導員資格の取得を推進し、障がいをもつ方へのスポーツ活動のお手伝いができるよう支援していきます。

カ 障がい者スポーツ大会などの誘致推進

当館でも開催可能な障がい者スポーツ大会などの誘致を積極的に推進します。鳥取県内の障がい者スポーツ競技団体等に働きかけ、各種の競技やスポーツの大会などの誘致を行います。

キ 障がい者スポーツの普及と啓発

障がい者スポーツの普及と啓発のため、鳥取県障がい者スポーツ協会等の障がい者スポーツ団体が開催する体験会やイベント等の啓発活動を積極的に行います。

該当団体からのポスター掲示やチラシの配布協力などがあれば、館内に掲示するなどして、障がい者スポーツの普及に少しでも協力できる体制をとります。

ク 障がい者スポーツに関する情報提供

館内に情報コーナーを作成し、障がい者スポーツ関連の情報誌等を設置することにより、当館をご利用になるお客さまに広く障がい者スポーツへの理解とスポーツに気軽に参加できる環境づくりをしていきます。

9 組織及び職員の配置等

組織及び職員の配置等については、県及び関係者等で相互に連携して課題解決に向けた基本的な考え方を整理し、当館を通じて活力に満ちた地域社会を目指すため、採用・教育・教育研修および組織化に取り組んでいきます。

(1) 管理運営の組織

倉吉体育文化会館の設置目的をふまえ、業務を熟知し、スポーツと文化の専門家としてその種目の指導力に優れる職員（体育指導員、スタッフなど）を多く配置します。さらに、親切、丁寧な対応と迅速、積極的な行動を心がけ、つねに県民（お客さま）の立場に立って、県民感覚、県民目線で考え、行動します。

① 職員体制

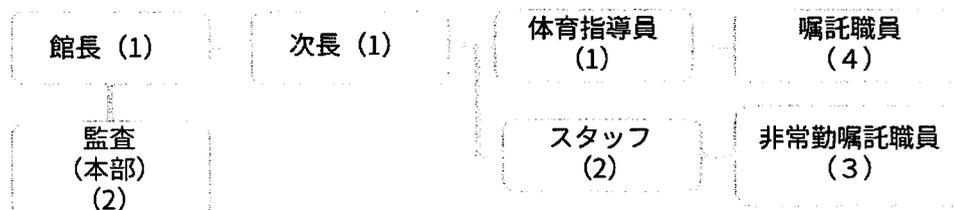
当館の職員体制は下記のとおりとし、県民のみなさまに安全・安心してご利用いただける施設運営をします。

ア 責任者の配置

施設の管理統括責任者として館長 1 名を配置します。施設管理および運営全般、鳥取県のスポーツと文化の普及振興を推進するための見識が深く、調整力に優れた者を配置します。また、管理運営責任者として次長を 1 名配置します。次長は館長を補佐し、館長不在時には館長の職務を代理します。

イ 業務を熟知した職員の配置

お客さまが常に安全・安心に当館をご利用いただけるように、館長・次長の他に救命講習を修了したものを含む計 7 名の常勤職員を配置し、午前及び夜間スタッフ 3 名（臨時職員、毎日 1～3 名配置）を配置した合計 12 名で当館の管理運営業務を行います。



職名	主な業務内容
館長	管理統括責任者・運営管理の最高責任者
次長	管理運営責任者・館長を補佐し、不在時に職務を代行
体育指導員	経理補佐・広報・事業・スポーツ指導
スタッフ	維持管理・経理、経理補佐・機械設備
嘱託職員	受付・広報と事業補佐・スポーツ指導
非常勤嘱託職員	託児・受付・夜間巡回・施錠

② 文化・スポーツ施設に特化した職員体制

倉吉体育文化会館は、スポーツ・文化ならではの施設・設備が多く、専門的な知識が求められ、スポーツ・文化の高い専門性を有した職員に加え、日本スポーツ協会公認スポーツ指導員を1名以上配置します。

さらに、公認スポーツ施設管理士などの体育施設管理に必要な技能を身につけた職員を配置することで、お客さまにより安全・安心して施設を利用いただけるようにします。

(2) 職員の職種等

労働安全衛生法等各種法令を遵守し、仕様書における必置資格者（ボイラー技士等）の配置他、スポーツ・文化指導の資格などを保有する職員を配置し、専門的な知識・技能・経験を活かした教室の開催や施設の管理運営を安全で効率的に行います。

- 1 公認スポーツ施設管理士を必ず配置します。
- 2 各種法令に従った有資格者を必ず配置します。
- 3 スポーツ・文化に特化した施設であるため、スポーツ・文化の有資格者を配置します。
- 4 現在の職員の継続雇用を原則とします。

・令和2年度10月	日本スポーツ協会公認コーチ資格（スポーツクライミング）
・令和2年度10月	日本スポーツ協会公認コーチングアシスタント資格
・令和2年度12月	電気（低電圧）取扱業務特別教育
・令和3年度9月	危険物取扱者講習
・令和3年度10月	高所作業車運転技能講習
・令和3年度11月	アクティブチャイルドプログラム講師講習
・令和4年度7月	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育
・令和5年度6月	高所作業車運転技能講習

① 人員配置

当館の管理運営に適した人員を配置することにより、お客さま満足度の向上のための接遇の改善や安全・安心の向上を目指します。月勤務日数は常勤職員は 20 日程度、非常勤職員は 15 日程度とします。

職種等	必要な技能・経験	保有資格
施設運営責任者	おおむね5年以上の経験があり、接客接遇、指導力、マネジメント能力を有していること。	公認スポーツ施設管理士、甲種防火管理者、衛生管理者研修修了、普通救命講習修了など
受付事務・案内員	接客接遇力と基本的なOA機器操作を身につけ、相応の経験があること。	普通救命講習修了など
経理・事務	相応の経理・事務経験、接客接遇能力があること。	日商簿記検定、普通救命講習修了など
維持管理	スポーツ施設の維持管理経験を有し、スポーツ・文化の知識・経験・有資格などがあり、各種機器操作を身につけていること。	スポーツ施設管理士、各種スポーツ資格、普通救命講習修了、ボイラー技士、第2種電気工事士、危険物取扱者など
スポーツ・文化指導	相応のスポーツ・文化指導経験または指導補助などの経験があること。	各種スポーツ資格（公益財団法人日本スポーツ協会公認資格など）、教員免許状、普通救命講習修了など

人件費は様式 3 のとおり、常勤職員人件費は年額 40,488 千円、非常勤職員は年額 1,890 千円を見込んでいます。

○本会職員保有資格一覧(令和 5 年 7 月現在)

スポーツ・文化をはじめとした専門競技と有資格（(公財)日本スポーツ協会コーチ資格など）はもちろんのこと、各種競技実績などに優れた職員が在籍し、スポーツ・文化教室などの指導はもちろん、その専門知識や技能を活かした管理運営を行っています。

鳥取県スポーツ協会職員資格一覧

スポーツ関係資格	その他資格
日本スポーツ協会公認コーチ 1、段位等	簿記・会計資格等
(公財) 全日本剣道連盟剣道範士八段	日本商工会議所簿記検定 3 級
講道館柔道六段	中央職業能力開発機構コンピュータサービス技能評価表計算部門 3 級、ワープロ部門 3 級
(公財) 全日本柔道連盟柔道 A 級審判員	全国商業高等学校協会主催商業経済検定一級
(公財) 日本スポーツ協会公認柔道コーチ 3	全国商業高等学校協会主催簿記検実務定一級

(公財) 全日本柔道連盟公認指導者 A 級	全国商業高等学校協会主催情報処理検定一級
(公財) 日本パラスポーツ協会公認初級パラスポーツ指導員	全国商業高等学校協会主催ワープロ実務検定二級
(公財) 全日本弓道連盟錬士六段	全国商業高等学校協会主催コンピュータ利用技術検定二級
(公財) 全日本弓道連盟公認地方委員資格 (審査委員・審判委員・講師)	医療事務技能審査二級メディカルワーク取得
(公財) 日本スポーツ協会公認弓道コーチ 1	日本商工会議所簿記検定二級
(公財) 鳥取県スポーツ協会公認トレーナー	全国商業高等学校協会主催英語検定 2 級
(公財) 日本スポーツ協会公認体操競技コーチ 3	全国商業高等学校協会主催商業経済検定 3 級
(公財) 日本体操協会審判資格 (二種)	全国商業高等学校協会主催ワープロ実務検定 3 級
(公財) 日本スポーツ施設協会公認スポーツ施設運営士	全国商業高等学校協会主催情報処理検定 2 級
(公財) 日本スポーツ協会公認セーリングコーチ 4	全国商業高等学校協会主催簿記検実務定 3 級
(公財) 日本スポーツ協会公認スポーツリーダー	中央職業能力開発協会主催コンピュータサービス技能評価試験 ワープロ部門 2 級 取得 2 級ワープロ技士
(公財) 全日本剣道連盟剣道四段	日商珠算能力検定試験 3 級
(公社) 全日本銃剣道連盟銃剣道範士八段	サーティファイ Word 文書処理技能認定試験 3 級
(公社) 全日本銃剣道連盟短剣道範士八段	サーティファイ Excel 表計算処理技能認定試験 3 級
(公財) 日本相撲連盟相撲四段	サーティファイ Word 文書処理技能認定試験 3 級
(公財) 日本スポーツ協会公認銃剣道コーチ 2	公益法人会計検定 3 級
講道館柔道二段	TOEIC745
(公財) 全日本スキー連盟公認正指導員	書写技能ペン字検定 3 級
(公財) 全日本スキー連盟公認 B 級検定員	公益法人会計検定初級
(公財) 日本スポーツ協会公認水泳コーチ 3	教員免許 中・高専修免許 (保健体育)
(公財) 日本ライフセービング協会認定インストラクター	暴力団等不当防止講習終了
(公財) 日本スポーツ協会公認スポーツプログラマー	安全衛生管理者研修終了
(公財) 日本サッカー協会公認 D 級コーチ	あいサポートメッセージ講習修了
(公財) 日本スポーツ協会公認バレーボールコーチ 1	教員免許 (高一種・中一種 (保健体育))
(公財) 日本レクリエーション協会公認中級レクリエーションインストラクター	甲種防火管理者
(公財) 日本スポーツ協会公認ジュニアスポーツ指導員	応急手当指導員
(公財) 日本陸上競技連盟公認 A 級審判員	(公財) 日本体育施設協会上級体育施設管理士
(公財) 日本スポーツ施設協会公認トレーニング指導士	教員免許 (高二普・中一普 (保健体育))
ジョギング指導士	危険物取扱者乙種 4 類
(公財) 日本パラスポーツ協会公認初級障がい者スポーツ指導員	教員免許 (高一種 (公民)・中一種 (社会))
(公財) 日本スポーツ協会スポーツ少年団認定員	第 3 級特殊船舶免許
(公財) 日本相撲連盟相撲相撲六段	第 2 級特殊船舶免許
講道館柔道初段	中型自動車第一種運転免許

(公財) 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者相撲コーチ 1	教員免許 (高一普・中一普 (国語))
(公財) 日本バラスポーツ協会公認中級バラスポーツ指導 員	教員免許 (小一種)
(公財) 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者水泳コーチ 1	大型自動車第一種運転免許
(公財) 日本水泳連盟公認水球審判3級	フォークリフト免許
(公財) 日本スポーツ協会公認水泳教師	普通自動二輪車免許
(一社)日本アクアサイズ協会水中運動指導士	玉掛技能者
(一社)日本アクアサイズ協会プール衛生管理者	クレーン運転士
(公財) 日本ホッケー協会公認審判D級	赤十字救急法救急員
(公財) 全日本空手連盟公認五段位	赤十字水上安全法指導員 (II)
(公財) 全日本空手連盟地区組手審判員資格	ホイラー取扱技能講習終了者
(公財) 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者空手道コー チ1	(公社) 日本プールアメニティ協会公認プール衛生管理者
(公財) 日本スポーツ協会公認アシスタントマネジャー	日本赤十字社AED救急法講習終了
(公財) 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者レスリング コーチ1	遊具の日常点検講習会修了
(公財) 日本スポーツ協会公認スポーツクライミングコー チ1	とっとり障がい者仕事サポーター
(公財) 日本体操協会トランポリン公認普及指導員	安全管理者等安全担当者研修受講
(公財) 日本山岳スポーツクライミング協会公認C級ルー トセッター	危険物取扱者免状甲種4類
(公財) 日本山岳スポーツクライミング協会スポーツクラ イミングC級審判員	教員免許 (小二種)
(公財) 日本バドミントン協会公認審判員3級	社会教育主事
(公財) 健康・体力づくり事業財団日本健康運動指導士	認知症サポーター
SIA スキー教師	応急手当普及員
SIA 技術検定ゴールド	第二種電気工事士免状
SAJ テクニカルブライズ	2級ボイラー技士
(公財) 全日本弓道連盟弓道五段	教員免許 中・高 (英語)
(公財) 全日本弓道連盟弓道錬士五段	PADI レスキューダイバー
(公財) 日本相撲連盟相撲相撲四段	電気 (低圧)取り扱い業務特別教育終了
(公財) 日本サッカー協会公認サッカー4級審判員	教員免許 (高一種 (社会))
(公財) 日本ホッケー協会C級審判員	普通自動車免許2種
(公財) 日本スポーツ協会公認レスリングコーチ1	歯科衛生士国家資格
日本卓球バレー連盟公認指導者	介護ホームヘルパー2級
(公財) 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者 (カヌー)	植物雑貨クリエイター
(公財) 全日本空手道連盟空手道地区審判員(組手)	製菓衛生師免許
(公財) 全日本空手道連盟空手道県審判員(形)	ファイナンシャルプランナー2級
(公財) 日本スポーツ協会公認空手道コーチ3	危険物取扱者 (丙種)

(公財) 全日本空手道連盟公認六段	第一種衛生管理者
(公財) 日本スポーツ協会公認スケートコーチ 3	宅地建物取引士
(公財) 日本スポーツ施設協会公認スポーツ施設管理士	小型車両系建設機械運転免許
(公財) 日本スポーツ協会公認テニスコーチ 1	特別管理産業廃棄物管理責任者
(公財) 日本水泳連盟基礎水泳指導員	普通救命講習終了
(公財) 日本水泳連盟公認競技役員競泳 C 級審判員	(公財) 日本スポーツ施設協会スポーツ救急手当プロバイダー
(公財) 日本ライフセービング協会ベーシックライフセイバー	木製床管理
(公財) 日本スポーツ協会公認飛込コーチ 4	電気主任技術者第 3 種
(公財) 日本水泳連盟公認競技役員・B 級審判員	工事担任者アナログ・デジタル第 1 種
(公財) 全日本剣道連盟剣道二段	全経秘書能力検定 2 級
(公財) 日本スポーツ協会公認バドミントン指導員	英語検定 4 級
(公財) 日本バドミントン協会公認 III 種審判員	幼児安全法支援員
(公財) 日本グラウンドゴルフ協会 3 級普及指導員	
(公財) 日本陸上競技連盟公認ジュニア指導員専門科目終了	
(公財) 日本陸上競技連盟公認陸上審判員 B 級	
(公財) 日本スポーツ協会公認卓球コーチ 3	
(公財) 日本卓球協会卓球 3 段	
(公財) 日本卓球協会公認審判員	
スペシャルオリンピックス日本コーチクリニック講習修了	
(公財) 日本卓球協会卓球初段	

(3) 現在の指定管理の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針

本会は、現施設職員について、スポーツ・文化施設の維持管理に熟練していることから、引き続き施設の管理運営に従事することを希望する者の継続雇用を原則とし、「人材は財産」を基本的な考え方としています。県民の体力向上及びスポーツ精神の高揚の実現に向けて、職員一人ひとりがいきいきと、やりがいをもって働き、もてる力を最大限発揮できる職場をめざします。

- 1 性別・年齢・障がいの有無などによる差別をしない「人物本位の採用」
- 2 個々の能力を活かすための「適材適所の人材配置」
- 3 個々の役割と成果に応じた「適格な処遇」

当館では、メンタルヘルスの重要性を認識し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、時間外労働の削減と有給休暇の取得を促進し、働き方改革を進めます。政府目標である有給休暇取得率70%にも取り組んでいます。

(4) 日常の職員配置

勤務のローテーションは、労働基準法などの関係法令を遵守し、適正な職員配置を行います。なお、館長不在の場合に事故や事件災害などが発生した場合には緊急連絡網を使用し、館長ならびに本会事務局担当者に連絡・報告し、1次対応が遅れないようにします。

① 標準的な職員配置の考え方

職員配置はつぎのローテーションを基本とし、当日の利用状況などに応じて柔軟な対応ができるようにします。

- 施設の管理者として、原則的に館長または次長を管理事務室・受付に配置。（勤務のローテーションの関係で配置できない時間帯が生じる場合は、連絡できる体制をとります。）
- 会計事務に精通した職員を管理事務室に常時配置。
- 受付に常時2名配置。

●勤務体制図 (通常の日体制例) (開館時間9:00~22:00)

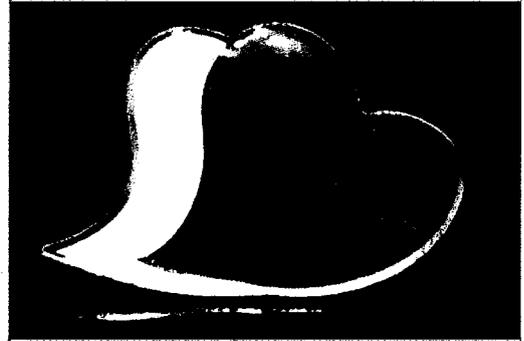
業務内容	配置	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
施設管理運営 責任者	1 館長・次長 副主幹																
受付 窓口業務 電話対応 庶務・経理	2~3 体育指導員 スタッフ 嘱託職員 非常勤職員																
施設管理 設備点検	1 次長 副主幹 体育指導員 スタッフ 嘱託職員 非常勤職員																
環境整備 (屋内・外) (外構・植栽 を含む)	1~3 館長・次長 副主幹 体育指導員 スタッフ 嘱託職員 非常勤職員																

日	曜日	館長	次長	体育指導員	スタッフ	スタッフ	嘱託職員	嘱託職員	嘱託職員	嘱託職員	非常勤嘱託職員	非常勤嘱託職員	非常勤嘱託職員
1	日	A	●	A	●	B	A	●	A	●	D		C
2	月	A	A	午前教室	A	A	E	B	A	A	D	C	
3	火	●	●	A	B	午後教室	●	A	A	A	D		C
4	水	A	A	午前教室	A	●	祝	A	●	B	●	C	
5	木	祝	B	●	●	A	E	A	午前教室	A	D		C
6	金	A	A	B	A	午前教室	E	●	夜間教室	●	D	C	
7	土	B	●	A	●	●	●	A	A	●	●		C
8	日	●	A	●	B	A	E	●	●	A	F	C	
9	月	●	A	午前教室	A	A	E	B	祝	A	D		C
10	火	A	●	B	A	午後教室	●	A	A	●	D	C	
11	水	A	祝	午前教室	●	●	E	A	●	B	●		C
12	木	A	A	●	A	B	E	A	午前教室	●	D	C	
13	金	A	A	B	A	午前教室	E	●	夜間教室	●	D		C
14	土	●	A	●	A	B	E	●	●	A	●	C	
15	日	A	●	A	●	●	●	A	B	●	F		C
週間勤務時間		週40時間	週40時間	週40時間	週40時間	週40時間	週40時間	週40時間	週29時間	週40時間	月25時間	月75時間	月75時間
雇用条件		無期	無期	無期	無期	無期	有期	有期	有期	有期	有期	有期	有期
A 8:30から17:30				B 13:30から22:15									
C 17:00から22:00				D 9:00から15:00									
E 11:30から20:30				F 9:00から14:00									

(5) 人材育成

当館は、全ての県民が平等・公平に利用できる施設にするため、①「安全性・公共性」②「快適性・利便性」③「専門性・特殊性」に関する研修を実施していきます。

また、「みんなで創ろう活力あんしん鳥取県」を目指し、誰もが暮らしやすい地域社会の実現を推進する人材育成に取り組んでいきます。



あいサポート運動のあいサポーターバッジ

① 研修基本方針

県民のニーズに的確に応え、優れた施設サービスを提供していくため、職員研修の目標を以下のように設定し、法令の遵守、服務規律の徹底などのコンプライアンス向上に向けた取組を継続するとともに、県民本位の姿勢で誠実に職務を遂行することにより、県民（利用者）の皆様の信頼にこたえていきます。

●職員研修基本方針

- ① 使命感、倫理観の確立、豊かな人権感覚などの意識の涵養（かんよう）をはかること。
- ② 責任感、チャレンジ精神、規律性など、仕事への取組姿勢を身につけること。
- ③ 職務遂行力、組織支援力、課題設定力、実行力、組織運営力といった、職員に求められる能力の向上をはかること。
- ④ 職務に関する実務知識とともに、社会経済全般に関する幅広い知識の習得をはかること。
- ⑤ 職員相互が高め合い、職務を協力・協働して遂行する連帯感を醸成すること。

② 研修計画

本会事務局に研修担当者を配置し、鳥取県各部、県公社事業団主催の研修会等を積極的に活用します。さらに、階層別・職別研修を体系的に行うとともに、各施設においてもさらに良質なサービスが提供でき、職員の資質向上となるよう研修会や講習会に積極的に参加します。

OJT
(職場内研修)

OFF-JT
(集合研修)

SDS
(自己啓発研修)

ア OJT(職場内研修)

職場で上司などから実際の仕事を通じて計画的・意図的に実施される個別指導。

イ OFF - JT(集合研修)

職場を離れてスポーツ協会事務局等で開催され、知識や技能向上のために集中的に実施される研修。

ウ SDS(自己啓発研修)

個人が必要とする知識や技能を自ら進んで学ぶシステム。とくにスポーツ指導にかかるものは積極的に推進します。

エ 職員に対する確認テストの実施

次期指定管理においても、公共サービスの水準を維持し、安全性、継続性を確保する観点から、職員研修を実施するとともに、職員に対するアンケート調査および必須事項の浸透を再確認するためのテスト実施を計画します。

オ 研修項目と研修内容など

職員の資質向上のための研修をつぎのとおり実施していきます。

【全職員研修】(5項目)			
研修項目	研修内容	講師	研修形態
接客研修	・接客技術だけでなく、全てのお客さまに対する心のバリアフリーを習得	外部	OFF-JT
普通救命講習 (AED取扱含)	・応急手当、怪我等万一の事故への対応力の習得	職員 (応急手当指導員)	OJT OFF-JT
人権研修	・差別なき社会の構築のため、人権集会及び県の研修、地域の小座談会等への参加による人権意識の高揚	外部・内部	OFF-JT OJT
環境問題研修	・循環型社会の構築能力の習得	外部・内部	OFF-JT OJT
救急法・応急手当講習会	・万一の事故に備え、救急法の技術向上、知識の習得のための研修	職員 (応急手当指導員)	OFF-JT

【管理職研修】(対象：館長、次長、副主幹、スタッフ、体育指導員)			
研修項目	研修内容	講師	研修形態
法令遵守研修	・個人情報研修 ・労働関係法規研修 ・運営に必要な法規研修	事務局	OFF-JT
改正規定、規則の理解	・改正された体育協会諸規定、就業規則の理解	事務局	OFF-JT
メンタルヘルス 対策研修	・安全配慮義務を理解と業務によるストレスの排除、対処方法の習得	外部	OFF-JT
リーダーシップ研修	・スタッフの魅力を最大限活用する研修 ・モチベーション維持のための研修	外部	OFF-JT

【初、中堅スタッフ必須研修】(対象：副主幹、スタッフ、体育指導員、嘱託職員)			
研修項目	研修内容	講師	研修形態
接客研修	・接客技術だけでなく、全ての利用者に対する心のバリアフリーを習得	外部	OFF-JT
規定・規則の理解	・本会規定、就業規則の理解	事務局	OFF-JT
基礎事務研修	・受付、予約システム、利用料の取扱の習得	職員	OJT
普通救命講習 (AED取扱含)	・応急手当、怪我等万一の事故への対応力の習得	職員 (応急手当指導員)	OJT OFF-JT
防犯・ 危機管理研修	・消防計画の理解(実際の避難経路の確認、消防設備の理解) ・不審者対応	職員 外部	OJT OFF-JT
個人情報保護法に 関わる研修	・個人情報保護規定の理解	事務局	OFF-JT

【経理・福利厚生担当者研修】（対象：担当者）			
研修項目	研修内容	講師	研修形態
経理研修	・ 体育施設共通の経理の習得研修	事務局	OFF-JT
	・ 施設の特徴を踏まえた施設経理の習得	施設	OJT
社会保険実務研修	・ 給付内容の理解	外部	OJT
	・ 手続き方法の習得		OFF-JT

【指導員研修】（対象：副主幹、体育指導員、スタッフ等）			
研修項目	研修内容	講師	研修形態
安全監視研修	・ 事故を未然に防ぐ方法等 ・ 利用者に対するアプローチ法	職員	OJT
衛生管理と機器メンテナンス	・ 日常清掃作業基準と実施方法	職員	OJT
指導員資格取得支援	・ 日本スポーツ協会公認スポーツ指導員資格取得など各種スポーツに関する資格取得支援	研修および受講	OFF-JT
蘇生法・救急法	・ 心肺蘇生法（AED取扱含）	職員	OJT
	・ 応急手当等の知識・技術の習得	（応急手当指導員）	OFF-JT

●年間研修計画一覧			
月	研修項目	研修対象	研修内容
4	規定・規則の理解	初、中堅スタッフ	・本会規定、就業規則の理解
	接遇研修	全職員	・応接技術だけでなく、全ての利用者に対する心のバリアフリーを習得
	経理研修	経理・福利厚生担当者	・体育施設共通の経理の習得研修 ・施設の特徴を踏まえた施設管理の習得
	衛生管理と機器メンテナンス	指導員	・日常清掃作業基準と実施方法
	基礎事務研修	初、中堅スタッフ	・受付、予約システム、利用料の取扱の習得
5	改正規定、規則の理解	管理職	・改正された体育協会諸規定、就業規則の理解
	普通救命講習 (AED取扱含)	全職員	・応急手当、怪我等万一の対応力の習得
	社会保険実務研修	経理・福利厚生担当者	・給付内容の理解 ・手続き方法の習得
	安全監視研修	指導員	・事故を未然に防ぐ方法等 ・利用者に対するアプローチ法
6	法令順守研修	管理職	・個人情報研修 ・労働関係法規研修 ・運営に必要な法規研修
	防犯・危機管理研修	初、中堅スタッフ	・消防計画の理解 (実際の避難経路の確認、消防設備の理解) ・不審者対応
6 11	人権研修	全職員	・人権集会及び研修会、小座談会等への参加を通じた人権意識の高揚
7	救急法・応急手当	全職員	・救急法の技術の向上、知識の習得
8	個人情報保護法に関わる研修	初、中堅スタッフ	・個人情報保護規定理解
9	リーダーシップ研修	管理職	・スタッフの魅力の最大限の活用 ・モチベーションの維持
	蘇生法・救急法	指導員	・心肺蘇生法 (AED取扱含) ・応急手当の知識・技術の習得
10	メンタルヘルス対策研修	管理職	・安全配慮義務の理解と業務によるストレスの排除及び対処法の習得
11	環境問題研修	全職員	・環境型社会の構築能力の習得
随 時	指導員資格取得支援	指導員	・日本スポーツ協会公認スポーツ指導員資格取得など各種スポーツに関する資格取得支援
【研修対象】			
初、中堅スタッフ…副主幹、スタッフ、体育指導員、嘱託職員			
管理職…館長、次長、副主幹、スタッフ、体育指導員			
経理・福利厚生担当者…担当者 / 指導員…副主幹、体育指導員、スタッフ等			

カ 職員研修などの実績(令和4年度)

月日	職員参加の研修・講習・訓練など(令和4年度実績)
4月1日	T E A S研修、接遇研修
4月27日	Jアラート導通点検
5月18日	Jアラート全国一斉情報伝達訓練
5月25日	Jアラート導通点検
6月15日	Jアラート緊急地震速報を受信した際の行動訓練
6月20日	自主防災訓練、AED訓練
6月22日	Jアラート導通点検
7月7日	フルハーネス使用作業者特別講習
7月27日	Jアラート導通点検
8月10日	Jアラート全国一斉情報伝達訓練
8月24日	Jアラート導通点検
8月27日、28日	日本スポーツ協会公認コーチ1(バドミントン)養成講習会
9月20日	指定管理者研修
9月25日	「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」
9月28日	Jアラート導通点検
9月29日	人権研修「大人の発達障害ってなんだろう講演会」
10月22日、23日	日本スポーツ協会公認コーチ1(スポーツクライミング)養成講習会
10月22日、23日	ジュニアスポーツ指導員養成講習会
10月26日	Jアラート導通点検
11月2日	Jアラート緊急地震速報を受信した際の行動訓練
11月16日	Jアラート全国一斉情報伝達訓練
11月21日	指定管理者研修
11月23日	Jアラート導通点検
11月28日	自主防災訓練、AED訓練
12月28日	Jアラート導通点検
1月23日	指定管理者研修
1月25日	Jアラート導通点検
2月4日	応急手当指導員更新講習
2月15日	Jアラート全国一斉情報伝達訓練
2月22日	Jアラート導通点検
2月22日	甲種防火管理者更新講習会
2月23日	人権研修「令和4年度川崎市人権学校」
2月27日	人権研修「変容する現代社会の部落差別」
3月22日	指定管理者研修会
3月22日	Jアラート導通点検

(6) 障がい者又は高齢者の雇用計画

障がい者や高齢者といった障がいの有無や年齢などにとらわれない雇用を行い、障がい者や高齢者の雇用に努めます。

区分	職種(職名)	雇用関係	月勤務日数	従事する業務内容	人数	備考
障がい者					0	
			計			
高齢者						
	嘱託職員	常勤	20日程度	受付、事務処理	1	
	嘱託職員	非常勤	15日程度	夜間警備業務	2	
			計		3	

10 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状

関係法令に係る監督行政機関からの指導等をふまえ、業務の改善に取り組んでいきます。

日付	関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況	対応状況
	特になし	特になし

(1) コンプライアンス方針

① 社会的責任への取り組み

指定管理者制度においても違法行為や反社会的行為を行って信頼を失い、事業が実施できなくなるケースが頻発しています。

激変する社会の中、鳥取県立施設の管理代行者として、法令遵守はもとより、運営に携わる職員一人ひとりが、課せられた職責を深く自覚し、高い倫理観にもとづいた行動をとることが求められています。

わたしたちは、すべての鳥取県民と共に、事業を行うにあたり、高い倫理意識を持って、指定管理者としての社会的責任を全うできるように取り組んでいきます。

② 法令遵守体制

ア 各種法律・条例を遵守します

指定管理者は行政の代行者としての自覚を持ち、条例・法律ほか、関連の法律を遵守する事をお約束します。

●指定管理者が遵守すべき主な憲法・法律・条例・計画・マニュアル等

○憲法・法律・国の計画等

日本国憲法/消防法/電気事業法/水道法/建築基準法/建築物における衛生的環境の確保に関する法律/労働安全衛生法
健康保険法/育児・介護休業法/男女雇用機会均等法/女性活躍推進法/雇用保険法/労働基準法/労働組合法/職業安定法
最低賃金法/労働者派遣法/労働者災害補償保険法/浄化槽法/大気汚染防止法/水質汚濁防止法/厚生年金保険法/道路交通法
個人情報の保護に関する法律/障害者基本法/社会福祉法/学校教育法/教育基本法/環境基本法/公共サービス基本法
障害者差別解消法/エネルギーの使用の合理化に関する法律/地球温暖化対策の推進に関する法律/地方自治法
スポーツ基本法/第3期スポーツ基本計画

地震等の災害又は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

○鳥取県および倉吉市の計画、条例、マニュアル等	
総合	鳥取県令和新时代創生戦略/鳥取県の将来ビジョン
環境	令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン/鳥取県環境教育等行動計画/鳥取県分別収集促進計画 鳥取県廃棄物処理計画/鳥取県災害廃棄物処理計画/鳥取県環境基本計画 鳥取県地球温暖化対策条例/鳥取県公害防止条例 他
くらし まちづくり	鳥取県男女共同参画計画/鳥取県女性活躍推進計画/鳥取県情報技術活用推進計画～Society5.0推進計画～ 鳥取県人権施策基本方針（第3次改訂）/「人権尊重の県」宣言/鳥取県人権尊重の社会づくり条例 鳥取県自転車活用推進アクションプログラム/鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画と指針 他 鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画/子育て王国とっとり推進指針/鳥取県障がい者プラン
福祉・保健・ 医療	鳥取県手話施策推進計画/鳥取県福祉のまちづくり条例/子育て王国とっとり条例 鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画/鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画 第三次鳥取県がん対策推進計画/感染拡大防止クラスター対策等条例 他 ようこそようこそ鳥取県観光振興条例/ようこそようこそ鳥取県運動取組指針/鳥取県青少年健全育成条例
教育・ 文化観光	鳥取県文化芸術振興条例/アートピアとっとり行動指針 鳥取県スポーツ推進計画（2019～2023）/鳥取県営体育施設の設置及び管理に関する条例 鳥取県障がい者スポーツ振興指針/鳥取県教育振興基本計画/鳥取県人権教育基本方針 他
産業・労働	鳥取県経済再生成長戦略/鳥取県地域産業活性化基本計画 他 鳥取県公共施設等総合管理計画/子育てにやさしい職場づくり推進プログラム（後期）
県政	県が管理する建物に関する防火規程/鳥取県行政手続条例/鳥取県情報公開条例 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例 他
防災・ 危機管理	鳥取県地域防災計画/鳥取県国民保護計画/鳥取県震災対策アクションプラン/鳥取県危機管理対応指針 鳥取県国民保護計画/鳥取県地域防災計画/米子市地域防災計画/米子市広域住民避難計画 鳥取県広域住民避難計画/鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例 他
その他	暴力団排除条例/鳥取県手話言語条例/鳥取県個人情報保護条例 他

イ コンプライアンスに関わる姿勢の明確化

本会はつぎのとおり、コンプライアンスに係る行動指針を明確化し、当館の管理運営を行います。

コンプライアンスに係る行動指針

- 1 わたしたちは法律や良識に反することは決して行いません
- 2 わたしたちはその行動が正しいかを考えてから行動します
- 3 わたしたちは社会から誤解や不名誉な評価をうけることの無いよう正しい判断と節度ある行動に努めます
- 4 わたしたちは業務上の危険を予知し、業務を安全に遂行します

ウ 鳥取県の予算、決算および金銭会計規則に準じた取扱いの徹底

本会は、経理処理に関する業務を行うにあたり、鳥取県が定める会計規則などに準じた処理方法を遵守します。

鳥取県の各地域で指定管理業務を受託しており、その業務の中で培った会計ルールの考え方を基本に、適切な処理基準に則った金銭管理に取り組んでいきます。

エ 経理帳簿の整備および運用

当館に適した経理帳簿の整備を行い、適切な金銭管理が行われていることに最善をつくします。以下の5原則に基づき鳥取県との協議により経理規定を設け、人的な不正が起こり得ない管理体制を構築します。

帳簿整理の5原則					
1	相互確認の原則	2	領収書授受の原則	3	ダブルチェックの原則
4	簿外現金禁止の原則	5	金銭在高確認の原則		

オ 本部による会計監査および内部統制の実施

本部による各施設への会計監査及び内部統制を行います。

監査では、棚卸の調査・固定資産の調査・適正な経理帳簿の運用を確認し、不正な経理処理が行われていないかの内部監査に取り組んでいきます。

カ 未然防止・再発防止への取組

未然防止・再発防止のための対策が不十分なために、違法行為や反社会的行為を行って信頼を失い、指定管理者制度においても事業が実施できなくなるケースが頻発しています。

激変する社会現象の中、鳥取県の管理代行者として、法令遵守はもとより、運営に携わる職員一人ひとりにおいて、課せられた職責を深く自覚し、高い倫理観に基づいた行動をとることが求められています。

わたしたちは、鳥取県の各地域の人々と共に、事業を行っていくため、高い倫理意識を持って、指定管理者としての社会的責任を全うできるように取り組んでいきます。

11 委託、工事請負の発注予定

委託、工事請負の発注予定は、一般競争入札は受注機会の均等、経済的・効率的な予算執行を原則とし、県内業者等の健全な育成も考慮し、適正な競争性の確保に取り組んでいきます。なお暴力団及び暴力団と密接な関係を有する者等については排除いたします。

留意事項（募集要項記載）

ア 指定管理者が行う業務の内容の詳細については、仕様書によること。

イ 指定管理者が行う委託業務を一括して他の者に委託することはできないこと。

ただし、委託業務のうち、清掃、警備等一部の業務については、専門の事業者に委託することができること。なお、専門の事業者に委託しようとする場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。

また、他の者に委託する場合は、指定管理者は、受託者の業務の実施日、実施場所、実施内容等倉吉体育文化会館の管理に必要な事項を把握し、必要に応じて適切な指示を行うこと。

ウ 県内需要の拡大、県内業者の活用が求められる中、指定管理者は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、委託業務の実施に当たっては県内事業者への発注に努めること。なお、特に委託、工事請負については原則県内事業者へ発注しなければならないが、やむを得ず県外事業者へ発注する必要があるときは、あらかじめ県に協議すること。

また、発注先の業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与え、又は経営幹部が暴力団員と密接な交際をするなどの事実がある法人等）でないこと。

なお、指定管理者は、発注先として選定しようとする業者が暴力団等でないことを確認するため、県に照会することができる。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行う。

エ 指定期間中に指定管理者から施設の改修を伴う提案があった場合においては、その提案の内容に応じ県が施設の改修を行うことがあること。

オ 指定管理者の職員及び業務の再委託を受けた職員が、通勤のために施設内駐車場を使用する場合は、鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）の規定に基づき、あらかじめ指定管理者が県の使用許可を受け、その使用料を納入する必要があること。

3 指定期間

指定管理者の指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、15の（1）又は（2）により適正な施設管理の継続が困難と認められるときは、当該指定期間の途中においても指定を取り消すことがある。

(1) 発注予定

- 5年分の管理を委託することでコストの縮減を行う。
リース契約についても、同じ考えで契約します。

業務名	期 間	発注 先	選定 方法	県外事業者 へ 発注する理 由	備考
警備	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日	県内 業者	指名競 争 入札		
清掃	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日	県内 業者	指名競 争 入札		
エレベーター 保守点検	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日	県内 業者	指名競 争 入札		
自動扉 保守点検	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日	県内 業者	指名競 争 入札		
自家用 電気工作物 保安管理	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日	県内 業者	随意 契約		
消防設備 保守点検	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日	県内 業者	指名競 争 入札		
冷暖房切替 及び 機器保守点検	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日	県内 業者	指名競 争 入札		
自動制御機器 保守点検	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日	県内 業者	指名競 争 入札		
クライミング 壁保守点検	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日	県外 業者	随意 契約	専門業者が 県内にはな い。	
地下タンク 漏洩点検	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日	県内 業者	指名競 争 入札		
体育館音響設備 保守点検	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日	県内 業者	随意 契約		
吸収式冷温水発生機の はい煙測定業務	令和6年4月1日～令和11年3月31日	県内 業者	指名競 争 入札		

(2) 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注予定

障がい者就労支援施設からの物品購入を推進するため、障害者優先調達推進法の趣旨に則り障がい者就労支援施設からの物品調達を行います。

また、社会全体における若年労働力の大幅な減少が予想されることから、地域における安定的な労働力の確保のため、高齢者労働力の活用（高齢者の雇用機会の創出）を図りシルバー人材センター等からの役務の調達を行います。

また、障がい者雇用に向けた就労活動支援のため、障がい者支援事業所が行っている出張販売（パン、野菜等）を受け入れ、障がい者の就労支援を行います。

障がい者の職場実習を時期指定管理期間にも積極的に受け入れます。

●シルバー人材センター等に役務調達する場合の一例

- 1 駐車場などの屋外清掃
- 2 除草作業
- 3 チラシ配布
- 4 賞状、式次第書き（毛筆・硬筆筆耕）

今指定管理中の発注実績

年度	種別	金額（単位：円）
H31	障がい者就労支援施設	24,100
R2	障がい者就労支援施設	16,720
R3	障がい者就労支援施設	12,650
R4	障がい者就労支援施設	18,150



12 法人等の社会的責任の遂行状況

本会は、社会に貢献することを団体の理念に掲げ、地域に密着した貢献活動を行っています。具体的な内容については、①社会的貢献②経済的貢献③環境的貢献の3本柱を掲げ貢献活動に取り組んでいきます。

(1) 障がい者雇用

ア 常用労働者数 43.5 人以上の事業者であり、

法定雇用率を達成している。(令和5年6月1日現在で管轄公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の写し添付)

法定雇用率を達成していない。

令和5年3月31日までは法定雇用率を達成していたが、対象者が本人都合により急遽退職したため、募集を行ったが雇用に至らず、令和5年6月1日現在では法定雇用率を達成できなかった(-0.5人)。

現在、トライアル雇用を予定しているものがあり、順調にいけば正式雇用となる見込み。

(2) 鳥取県男女共同参画推進企業の認定

男女共同参画推進企業に認定されている。(認定書の写し添付)

男女共同参画推進企業に認定されていない。

● 現認定証の認定日

認定(届出)日 平成27年3月26日

(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度(TEAS)Ⅰ種又はⅡ種規格認証等

ISO14001又はTEASⅠ種規格又はⅡ種規格に基づく環境管理システムについて
 認証登録されている。(登録証の写し添付)

認証登録されていない。

●現登録証の登録日

登録日 令和4年3月30日

(初回登録日 平成18年3月27日)

有効期限 令和7年3月26日

(4) 家庭教育推進協力企業としての協定締結

家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会
と協定を締結している。(協定書の写し添付)

家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会
と協定を締結していない。

●現認定証の記載日

認定証記載日 平成27年7月1日

(5) あいサポート企業等の認定

あいサポート企業等に認定されている。(認定証の写し添付)

あいサポート企業等に認定されていない。

その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている。



●現認定証の認定日

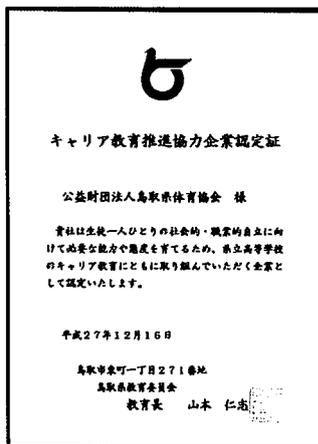
認定番号 第31号

認定日 平成22年6月8日

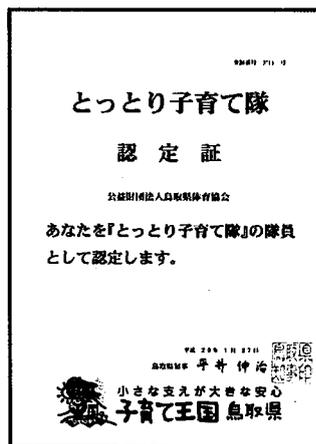
発効日 平成22年6月25日

(6) その他の認定

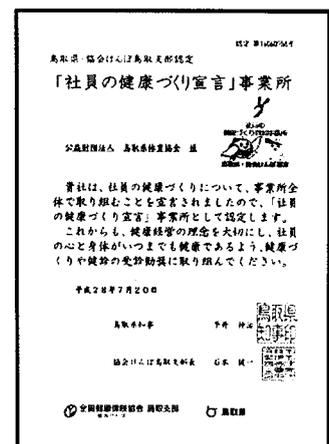
本会のその他の社会的責任遂行の取組として、鳥取県等への協力や支援を行うことで下記の認定を受けています。



キャリア教育推進協力企業認定証



とっとり子育て隊認定証

「社員の健康づくり宣言」事業所
認定証

① キャリア教育推進協力企業認定証

高等学校におけるキャリア教育の充実に向けて、「鳥取県キャリア教育推進協力企業」として、鳥取県教育委員会と協定を結び、各県立高等学校の取組を支援することで鳥取県のキャリア教育の一層の推進を図っています。

② とっとり子育て隊認定証

子どもを安心して産み育てられる社会を実現し、子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長できるよう、地域みんなで子育てを支えあう「とっとり子育て隊」として登録し、子育て家庭にやさしい職場環境の整備をすることで子育て中の人を応援します。

③ 「社員の健康づくり宣言」事業所認定証

職員が心身ともに元気に働けることにより、リスクマネジメント、業務効率の向上、モチベーション向上等を図ることにより、県民のみなさまによりよいサービス提供ができるようにしていきます。



「社員の健康づくり宣言事業所」認定ロゴマーク

④ 新型コロナウイルス安心対策認証店

県民が新型コロナウイルス感染症に対して安心して利用できる施設を認証し公表することで、感染に対する県民の不安感を解消することと、認証した施設の利用促進を図ることで、経済活動の回復に繋げることを目的に設置されている認証であり、施設が実施する新型コロナウイルス感染拡大予防対策を手順書（県が示すチェックリストに事業者が記入したものを含む。）として作成し、事業者及び従業員に周知されていることと、手順書は、基本的に県が作成した事業者向けの新型コロナウイルス感染予防対策例（ガイドライン）又は業界団体が作成したガイドラインの全ての項目を適用していること、また、施設において実際に各種対策が行われていることが認証基準となっております。令和4年4月5日に認証を受けております。



新型コロナウイルス安心対策認証店の取得

⑤ 感染症対策宣言店届出

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行されることに伴い、それまでの認証店及び協賛店制度に代わる「感染対策宣言店」制度が開始されました。

「感染対策宣言店」とは、基本的な感染対策を行うことを自ら宣言・掲示する店舗のことで、感染対策を行う店舗であることを利用者に情報提供しようとするものです。

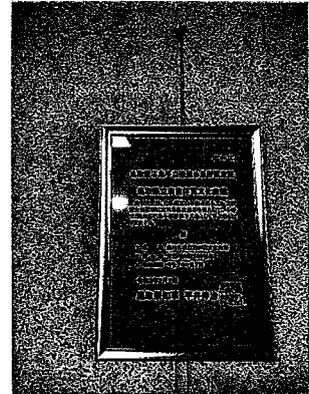
当館は令和5年5月11日にこの宣言の届出を行っています。

⑥ 応急手当推進事業所認定

鳥取県応急手当推進事業所認定証交付制度は、応急手当の更なる普及啓発を目的に県が平成29年7月に設けたものです。

○次に掲げる基準のいずれかに適合する事業所が推進事業所として認定を受けられます。

- (1) AEDが設置され、かつ従業員のうち10名以上の者が申請日から3年以内に救命講習を修了している事業所
- (2) AEDが設置され、かつ従業員のうち3割以上の者が申請日から3年以内に救命講習を修了している事業所
- (3) 管轄の消防局長が、応急手当の推進事業に協力していると認め、推薦を行った事業所



応急手当推進事業所認定を受けています

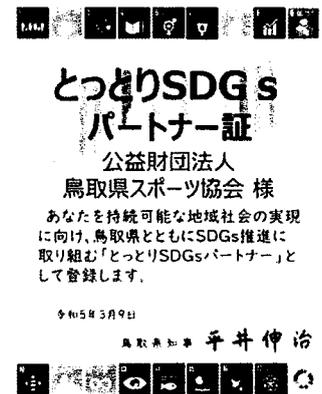
当館には応急手当指導員、応急手当普及員が在籍しており、令和2年2月7日に認定を受けております。

⑦ SDGsパートナー登録

鳥取県内のSDGsに取り組む個人、企業又は団体がパートナーとして登録する制度です。

「とっとりSDGsパートナー」制度に参画することでSDGsを鳥取県とともに推進し、SDGsのゴール達成に資することを目的としています。

●現認定証の認定日
認定(届出)日 令和5年3月9日



とっとりSDGsパートナー認証

⑧ 鳥取県がん検診推進パートナー企業認定

がんは、鳥取県の死亡原因の第1位です。

日本人が生涯のうちのがんになる可能性は2人に1人と言われ、鳥取県でも約3割の方ががんで亡くなっています(令和元年度)。

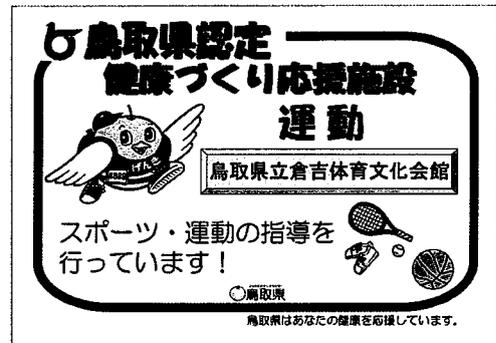
しかし、定期的な検診を受けることにより、早期に発見し、早期に治療すれば治る確率は高くなります。

鳥取県がん検診推進パートナー企業認定とは、がんによる死亡率の減少を図るため、がん検診の受診啓発活動に積極的に取り組む企業（団体など）を鳥取県が認定するものです。

●現認定証の認定日
認定（届出）日 令和2年7月1日

⑨ 健康づくり応援

スポーツを通じて県民が健康で豊かな生活ができるよう、ライフステージに応じた運動プログラムを提供し、県民の健康づくりを応援します。



健康づくり応援施設(運動)

